いしかわ県民文化振興基金 令和6年度

被災者の文化鑑賞支援事業 募集要項

公益財団法人いしかわ県民文化振興基金では、令和6年能登半島地震により被害を受けた地域の復興に資するため、被災者が文化を鑑賞する機会を創出する活動に対して助成を行います。

この度、令和6年度の助成対象事業について募集いたしますので、助成を希望される団体は、本募集要項に基づきご応募ください。

<被災者の文化鑑賞支援の概要>

1. 助成対象団体

県内に住所又は活動の本拠を有する文化団体及び企業等(株式会社や各種法人の ほか、任意団体を含む)

2. 助成対象事業

七尾市以北6市町を中心とする被災地の住民を、団体等が県内で主催する文化活動に招待する事業(被災者を無料で招待するものに限る)

3. 助成対象経費

バス借上費、レンタカー等の被災者の移動に要する交通費

4. 助成金額

1公演あたり最大100万円

① 応募期間

令和6年7月1日以降、随時募集します。

② 助成対象事業の実施期間

令和6年7月1日 ~ 令和7年3月31日

③ 助成対象団体

次の要件を全て満たす団体を対象とします。

- (1) 石川県内に住所または活動の本拠を置いていること
- (2) 一定の規約等を有し、代表者が明らかであること
- (3) 会計経理が明確であること
- (4) 実行委員会等、臨時的に組織される団体の場合は、その主な構成団体(中心団体)が 上記(1)~(3)の要件を満たすこと

ただし、次に該当する団体は対象外となります。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められる者がいる団体

④ 助成対象事業

次の要件を全て満たす事業を対象とします。

- (1)助成事業者が石川県内において文化活動を主催する事業
- (2) 令和6年能登半島地震により被害を受けた地域の住民を無料で招待する事業

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象外となります。

- (1) 専ら営利を目的とするもの
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 教授所、教室等が行う稽古ごと、習いごと等のおさらい会、発表会、その他特定の 会員のみに限られるもの
- (4) 学校のクラブ活動その他学校教育に関するもの
- (5) 寄付行為等を行う、いわゆるチャリティーを目的とするもの
- (6) 当該事業の実施に必要な経費のうち、基金の助成金を除く額(自己負担額)を調達できる見込みがないもの

※基金が別途募集する「企業等の文化活動促進事業」との併用はできません。

⑤ 助成金の額

- 1 助成率 助成対象経費の10分の10以内の額
- **2 助成限度額** 1公演あたり最大 100万円
- 3 助成金の交付 精算払い

⑥ 助成対象経費

バス借上費、レンタカー等の被災者の移動に要する交通費

被災者の移動に要する経費であっても、助成対象外となる主な経費は下記のとおりです。

- ○同一市町内で移動する場合の交通費
- 〇自家用車による移動費(燃料代等)
- ○移動中の飲食、娯楽、接待等の費用
- ○領収書の用意ができないなど、支出の証明ができない経費
- 〇上記のほか、社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費

⑦ 申請方法

- **1** 提出書類 (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 団体概要調書(定款等の団体規約、役員名簿を添付) ☆様式は下記ホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/muse/hisaisya_bunka.html



- 2 提出方法 電子メール (郵送も可)
 - 電子メールで送付いただいた場合は、メール送付後、事務局までお電話 ください(TEL:076-225-1371)
- 3 提出先Mailbunka-kikin@pref.ishikawa.lg.jp〒920-8580金沢市鞍月1-1石川県文化振興課内公益財団法人いしかわ県民文化振興基金

⑧ 審查方法・審查基準

(1)選考方法

提出いただいた応募書類を基に事業内容を審査し、採択事業を決定します。

- ①実現可能性
 - 事業経費が適正に見積りされているか。
 - 被災地との調整がなされているか。
- ②公共性、公益性
 - ・被災者の支援に資する内容であるか。

(2)選考結果

審査結果は、採否にかかわらず事業計画提出の1か月以内を目途に書面により通知します。 ※予算の範囲内で助成事業を決定するため、助成決定額は申請額を下回ることがあります。

⑩ 申請手続き等の流れ

STEP1:認定…応募者全員に、採択、不採択の通知を送付します。

STEP2:実行…準備から事業の実施までを下記の範囲内で完了させてください。

(令和6年7月1日~令和7年3月31日)

STEP3:報告…事業が終了してから30日以内に「交付申請書兼実績報告書」を提出してくだ

さい。

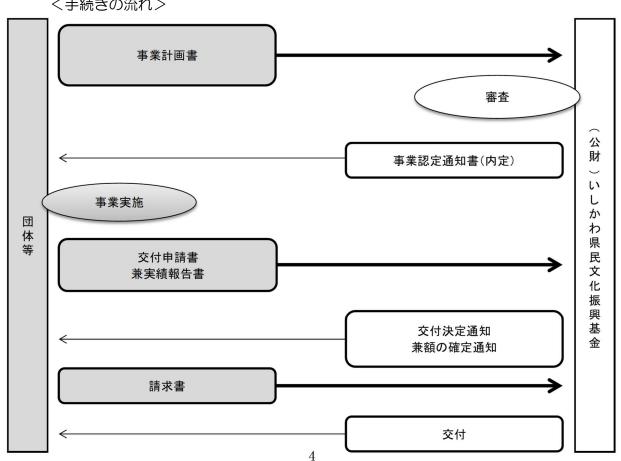
提出書類:交付申請書兼実績報告書

領収書、記録写真、チラシやポスターなどの広報物

STEP4:確定・請求…事業内容が適正と認められた場合に、助成金を支払います。

提出書類:助成金請求書

<手続きの流れ>



● 認定した事業については、事業着手後に「交付申請書兼実績報告書」を提出していただき、実施 状況等について確認させていただいた上で交付決定~交付(支払い)となります。

① 助成を受ける旨の表記等

● 助成が決定した事業については、当該事業の実施に際して作成するポスター、チラシ、プログラム等に、本基金の助成を受ける事業である旨を必ず明記してください。印刷スケジュールの都合により表示が難しい場合についても、ホームページや看板等にて表示を行ってください。

(表示例:「助成:公益財団法人いしかわ県民文化振興基金」、ロゴマーク)

● 助成が決定した団体及び助成事業にかかるイベント等は、原則として(公財)いしかわ県民文化振興基金のホームページ「いしかわの文化」にて、イベント情報を掲載しますので、イベント等の詳細が決定次第、必ず所定の手続きによりイベント情報の登録申込を行ってください。(登録申込手続きは右記ホームページ参照 http://www.ishikawabunka.jp/input/)

② 留意事項

- 必要に応じて、申請書の内容等について聞き取りを行わせていただく場合があります。
- 提出した書類は、必ず写しをとり保管してください。
- 同一内容を複数上演する場合は全体を1事業とします。
- 助成が決定した事業は、ホームページに実施団体名・事業概要等を掲載する予定です。
- 助成を受けた団体に対しては、当基金から事業期間中又は事業実施後にアンケート等をお願いする場合がありますので、その際はご協力ください。
- 助成を受けた団体は、当該事業に関する収入・支出の内容を証する関係書類を会計帳簿とともに、 事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。必要に応じて、 (公財)いしかわ県民文化振興基金の職員が活動の状況・実績等を調査する場合があります。
- その他、この募集要項に定めのない事項は「被災者の文化鑑賞支援事業助成金交付要綱」に従います。

公益財団法人いしかわ県民文化振興基金

〒920-8580 金沢市鞍月1-1 石川県文化観光スポーツ部文化振興課内 TEL 076-225-1371 FAX 076-225-1496

E-mail bunka-kikin@pref.ishikawa.lg.jp

http://www.ishikawabunka.jp/